

豊橋市民病院医療事務等委託業務プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

- (1) 業務名 豊橋市民病院医療事務等委託業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
上記期間以降、豊橋市及び受託者の合意により、1年度毎に令和10年3月31日まで契約締結できるものとする。
- (4) 業務場所 豊橋市青竹町字八間西50番地 豊橋市民病院
- (5) 契約上限金額 豊橋市契約規則に基づき毎年度随意契約によって決定した額
- (6) 令和4年度契約金額(参考) 金548,444,160円(消費税及び地方消費税を含む。)

2. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 令和4・5年度豊橋市入札参加資格者名簿の営業種目について、中分類「316 その他の業務委託等」小分類「08 医療事務」で登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
- (4) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 受託実績
平成29年度以降の医療事務委託業務について、電子カルテ導入の病床数500床以上のDPC対象病院(公立・民間)の受託業績を有すること。
- (7) プライバシーマーク(JIS Q 15001)、ISMS(ISO/IEC 27001)のどちらかを取得していること。

3. 担当部局

〒441-8570 豊橋市青竹町字八間西50番地
豊橋市民病院 事務局 医事課(収入担当)
電話 0532-33-6111(内線1401)
FAX 0532-33-6171
電子メールアドレス hosp-iji@city.toyohashi.lg.jp

4. 参加意向申出書の作成要領

(1) 参加意向申出書の様式

参加意向申出書の様式は（様式1）に示すとおりとする。

(2) 参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項

応募者の会社概要所（様式1-1）並びに応募者における下記の書類を添付すること。

- ア. 参加資格である受託実績を証する書類（契約書写し又は受託先医療機関が発行する履行証明書）。
- イ. 病床数500床以上、電子カルテシステム利用及びDPC対象病院であることを確認できるもの。
- ウ. プライバシーマーク（JIS Q 15001）または、ISMS（ISO/IEC 27001）の取得状況を確認できる書類。

5. 参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出書類

ア. プロポーザル参加意向申出書（様式1）

イ. 会社概要書（様式1-1）並びに4（2）において必要とする添付書類

* 必要書類は豊橋市民病院ホームページの提出様式類からダウンロードして確認のこと。

<http://www.municipal-hospital.toyohashi.aichi.jp/>

(2) 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

(3) 提出先

「3. 担当部局」と同じ

(4) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から17時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(6) 提出期限

令和4年5月13日（金）17時必着

6. 参加意向申出に関する質問

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 質問先

「3. 担当部局」と同じ

(2) 質問期間

令和4年4月25日（月）から令和4年5月2日（月）17時まで

(3) 質問方法

質問書（様式2）により持参（土・日曜日を除く毎日8時30分から17時まで）又は電子メールにて提出すること。なお、電子メールにて提出する場合は必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答

令和4年5月11日（水）予定

当院ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<http://www.municipal-hospital.toyohashi.aichi.jp/>

7. 提案書の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書（様式3）」により提案書等の提出について通知

する。

※令和4年5月20日（金）発送予定

8. 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであるが、基本的に仕様書に基づく業務の水準を上回る提案を求めていることに留意すること。ただし、提案書に記載された事項は実現義務を負うことに留意し、提案者が提案する見積金額内で実現可能なものを記載すること。業務に係る作業は、豊橋市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書に基づいて協議のうえ開始することとする。

(2) 提案書記載上の留意事項

- ア. 提案は、文章での表現を原則とする。
- イ. 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認める。
- ウ. 提案書に提案者を特定することができる内容（社名等）を記述しないこと。
- エ. 提案書は、定められた様式に従い記載し提出すること。書類サイズは原則A4版とし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。
- オ. 委託料見積には業務期間における総額を記載すること。

9. 提案書等の提出方法

提案資格を有するとの通知を受けた者は、以下の様式により提案書を作成して提出すること。

様式	項目
スタッフの確保対策 様式 5 - 1	良質なスタッフの確保 継続的なスタッフの確保 診療情報管理士の確保 応援体制（バックアップ体制）
現場管理体制 様式 5 - 2	スタッフの効率的な配置 統括責任者の権限・責任の明確化 指揮命令系統・連絡体制 本社との連絡体制
診療報酬請求事務対策 様式 5 - 3	毎月の査定・返戻への対策 定期的な精度管理実施方法・内容 病院職員への情報提供
患者サービス向上対策 様式 5 - 4	患者サービスの理念 意見・苦情への対応 重大な事故、トラブル、緊急時の対応
未収金対策 様式 5 - 5	未収金の管理体制 未収金管理の対応能力
研修体制 様式 5 - 6	実施研修内容 個人情報の取り扱い 人材の育成と業務の質の向上

病院運営支援体制 様式 5 - 7	収益確保に対するアドバイス能力 病院総合情報システムへのアドバイス能力
業務引渡・引継体制 様式 5 - 8	受託準備体制（現行業者は引継体制）
その他 様式 5 - 9	当院に向けての独自の提案
受託実績（病床数 500 床以上） 様式 5 - 10	電子カルテシステムが導入されている病院の受託実績 DPC対象病院の受託実績
委託料見積 様式 5 - 11	見積金額（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）

(1) 提出書類及び部数

提案書（様式 5 及び 5 - 1 ~ 11） 正本 1 部、副本 7 部

正本、副本ともに A4 サイズ 縦 左綴（2 穴）ファイリングにより提出すること。副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

(2) 添付書類

平成 29 年度以降の受託実績を確認できるもの（病床数 500 床以上、電子カルテシステム利用、DPC 対象病院）

(3) 提出先

「3. 担当部局」と同じ

(4) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日を除く毎日 8 時 30 分から 17 時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(5) 提出期限

令和 4 年 7 月 4 日（月）17 時必着。提出期限後に到着した提案書は無効とする。

10. 提出された提案書等の取扱い

(1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、豊橋市が本プロポーザルに関する報告、公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。

(2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、豊橋市情報公開条例（平成 8 年豊橋市条例第 2 号）に基づき、同条例第 12 条第 1 項または第 2 項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する可能性があるものとする。

(3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者選定以外の目的では使用しない。

(4) 提出された提案書等は、返却しない。

(5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

11. 実施要領、仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問しようとする者は、質問書（様式 4）に必要事項を記載し、持参（土・日曜日を除く毎日 8 時 30 分から 17 時まで）又は電子メールにて提出すること。なお、電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(2) 質問の受付場所

「3 担当部局」と同じ

(3) 質問の受付期間

令和4年6月6日(月)から令和4年6月17日(金)17時まで

(4) 回答 令和4年6月23日(木) 予定

当院ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<http://www.municipal-hospital.toyohashi.aichi.jp/>

12. 現地確認について

本プロポーザルに係る現地確認を次のとおり開催するので、提案資格を有するとの通知を受けた者は令和4年5月27日(金)17時までに「3. 担当部局」へ任意の様式で必要事項(参加事業者名、担当者名、連絡先電話番号、参加人数)を記載したものを持参(土・日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時まで)又は電子メールにて提出すること。なお、電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(1) 開催日時

令和4年6月1日(水)から令和4年6月3日(金)の間で日時を調整する。

(2) 参加人数

5名以内

13. 評価の方法及び契約候補者の特定

提出された提案書等の内容に関するプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

(1) 日程

令和4年8月1日(月) 予定

日時、場所及び留意事項等については別途通知する。

なお、出席者は5名以内とし、ヒアリング時間は一者あたり75分程度(説明30分、質疑45分程度)を予定している。

(2) 準備物

必要に応じパソコンを使用した説明も可とする。ただし、パソコン、プロジェクター、ディスプレイケーブル及び延長コードは各者で用意する。スクリーンは、豊橋市民病院にて準備する。

(3) 評価基準

評価項目	評価観点	配点
スタッフの確保対策	業務に必要なスタッフの確保ができるかを評価	145点
現場管理体制	業務を遂行できる体制であるかを評価	
診療報酬請求事務対策	精度管理、再審査請求への対策を評価	
患者サービス向上対策	意見・苦情対応、重大な事故、トラブル、緊急時対応策を評価	
未収金対策	未収金の管理、対応能力を評価	
研修体制	個人情報保護対策、人材の育成と業務の質の向上の内容を評価	55点
病院運営支援体制	収益確保、病院運営に対するアドバイス能力を評価	
業務引渡・引継体制	円滑な業務の引継、引受が可能かを評価	
その他	当院に向けての独自の提案の内容を評価	

受託実績（病床数 500 床以上）	平成 29 年度以降の下記(1)又は(2)のいずれかを満たす業務受託実績数を評価 (1)電子カルテシステムが導入されている病床数 500 床以上の他院での受託実績 (2)DPC 対象病院である病床数 500 床以上の他院での受託実績	20 点
委託料見積	委託に要する費用が適正であるかを評価	30 点

(4) 契約候補者の特定

ア. 提出された提案書等及び提案説明（プレゼンテーション）、ヒアリングの内容をあわせて審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

イ. 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ. プロポーザル評価委員会各委員の持ち点（250 点）を合算した値（満点）の 6 割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

※提案者が一者の場合は評価項目「委託料見積」の配点（30 点）を除いたプロポーザル評価委員会各委員の持ち点（220 点）を合算した値（満点）の 6 割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

エ. 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな候補者として手続を行うものとする。

14. 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面「結果通知書（様式 6）」により通知する。

(2) 評価結果の公表

提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後に「豊橋市民病院医療事務等委託業務プロポーザル契約候補者の特定について」を豊橋市民病院事務局医事課内において配置し、これを閲覧させること及び 3 の担当部局ホームページにおいて公表する。

(3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(4) 非特定理由についての説明の請求先

3 に同じ

(5) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して 5 日（土・日曜日、祝日・休日を含まない。）以内の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して 5 日以内に書面により行う。

15. 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

(1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案

- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

16. 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約候補者が契約締結までに「2. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、無効となった場合及びその他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
- (3) 契約条項及び業務仕様は、特定した提案書による提案内容について反映し確定するものとする。

17. その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を持参（土・日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時まで）又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。